

十津川村立十津川第二小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

『いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である』いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。

このことから本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。そして、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、連携を密にしながら、継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義

当該児童が、一定の人間関係のある者から、『心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの』をいう。

- ① 心理的又は物理的な影響を与える行為とは「冷やかし・からかい」「無視」「インターネットを通じて行われるもの」等も含む。
- ② いじめの種類に『パソコン・携帯電話での「中傷」や「悪口」』を追加する。

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織(22条)

学校いじめ対策組織として『いじめ問題対策委員会』を設置し、学校内の教職員の役割分担の明確化を図る。また、教職員からの通報等に適切な措置をとる。

(2) いじめ防止等に係わる年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的・継続的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係わる年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関と連携等に留意する。

3 いじめ問題への取組

組織対応・いじめ防止等の取組を別に定める。

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの児童が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることが多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わり、いじめを積極的に認知する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

(4) いじめに対する措置

教職員は、児童から相談を受けるなどいじめの事実があると疑われるときは、校内『いじめ問題対策委員会』に通報する。

学校は、いじめの事実の有無を確認し、その結果を設置者に報告する。

いじめの事実が確認されれば、いじめをやめさせるとともに、複数の教職員がいじめの加害者と被害者またはその保護者に、それぞれ支援と指導を継続的に行う。

いじめの被害を受けた児童が安心して教育を受けられるようにし、必要がある場合は、いじめを行った児童に対して教室以外の場所で学習させる等の措置をとる。

いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起きないよう、いじめの情報を共有するための措置等を講じる。

特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。(障害のある児童、海外から帰国した児童、避難生活児童等)

(5) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校(設置者と協力し)として適切に事実関係を調査し、再発防止策を講じなくてはならない。

4 **重大事態**への対応

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、速やかに教育委員会に報告を行うとともに、関係機関と連携を図りながら事態の解決にあたる。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報を発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。またいじめ防止等を実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、「いじめ問題対策委員会」において点検し、必要に応じて見直しを行う。

○平成 30 年 6 月修正

いじめ問題対策委員会

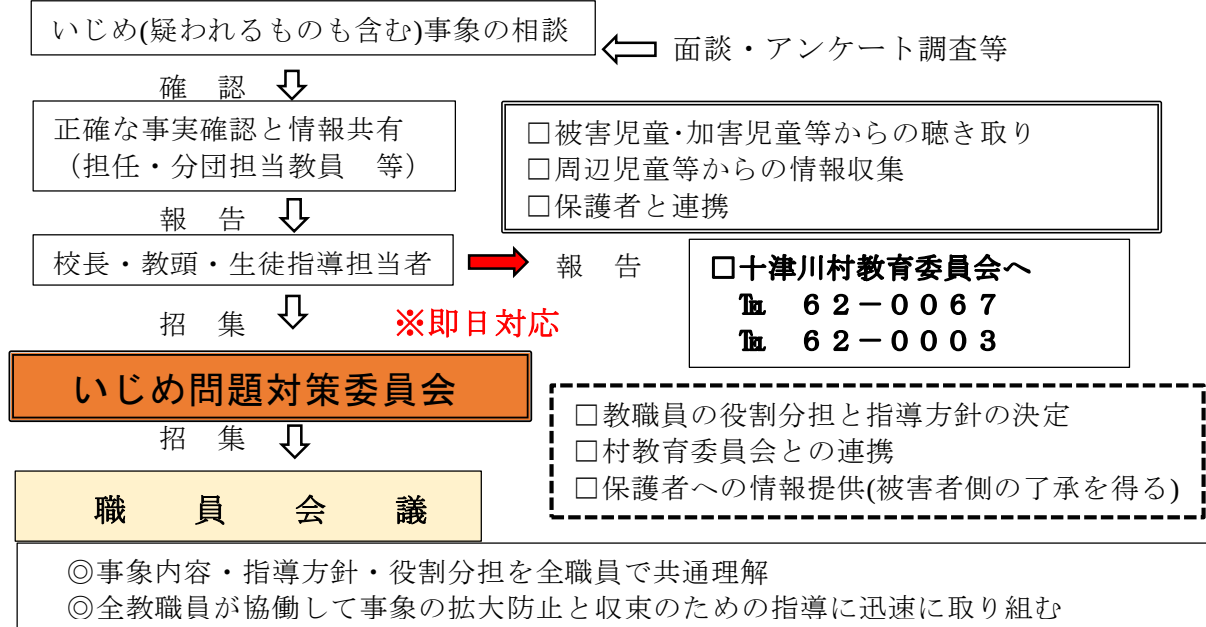
校長・教頭・生徒指導担当者・人権教育担当者
養護教諭 等

※必要に応じて外部の専門家の参加を要請

○学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために組織する。

○委員会が中核となり、教職員全体で共通理解を図り報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体でいじめ対策を行う。

組織対応の流れ



対応

具体的な指導・支援

「個人別生活カード」による

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

※記録の徹底

被害者への支援

共感的に受け止める

- 伝えること
 - ・学校は、「守り抜く」という姿勢
 - ・プライバシー保護
- 確認すること
 - ・身体の被害状況
 - ・金品の被害状況
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・再発や潜在化
 - ・保護者への説明と保護者の考えの確認

加害者への指導

毅然とした態度で

- 伝えること
 - ・いじめは絶対許されない行為であること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・自分の行為の重大性の認識
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・加害者の心理的背景(ストレス・自己存在感等)
 - ・加害者が被害者になること
 - ・保護者との連携

友人・知人への指導・支援

みんなを守るという姿勢

- 伝えること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・観衆や傍観者も加害者であること
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・観衆や傍観者も加害者が被害者になること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

村教育委員会への報告

重大事態への対応

- 速やかに村教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する。
- 村教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める。
- 事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する。
- マスコミ等の対応は管理職を窓口とする。